

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に規定する説明書類

平成24年11月14日
松本ハイランド農業協同組合

当組合は、農業および地域金融機関における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1. 基本方針

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年1月22日に公表しております。全文については、後掲を参照。

2. お借入条件の変更等に関する申込みへの対応を把握する体制について

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

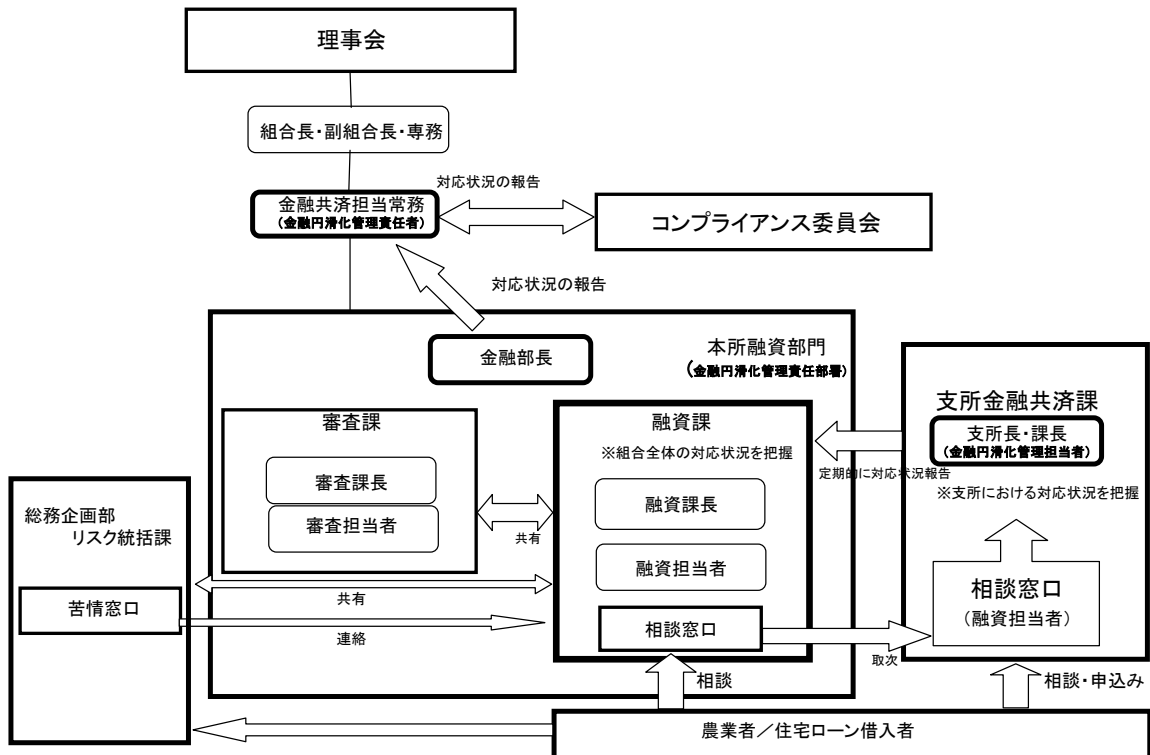
- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部

署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。

(4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

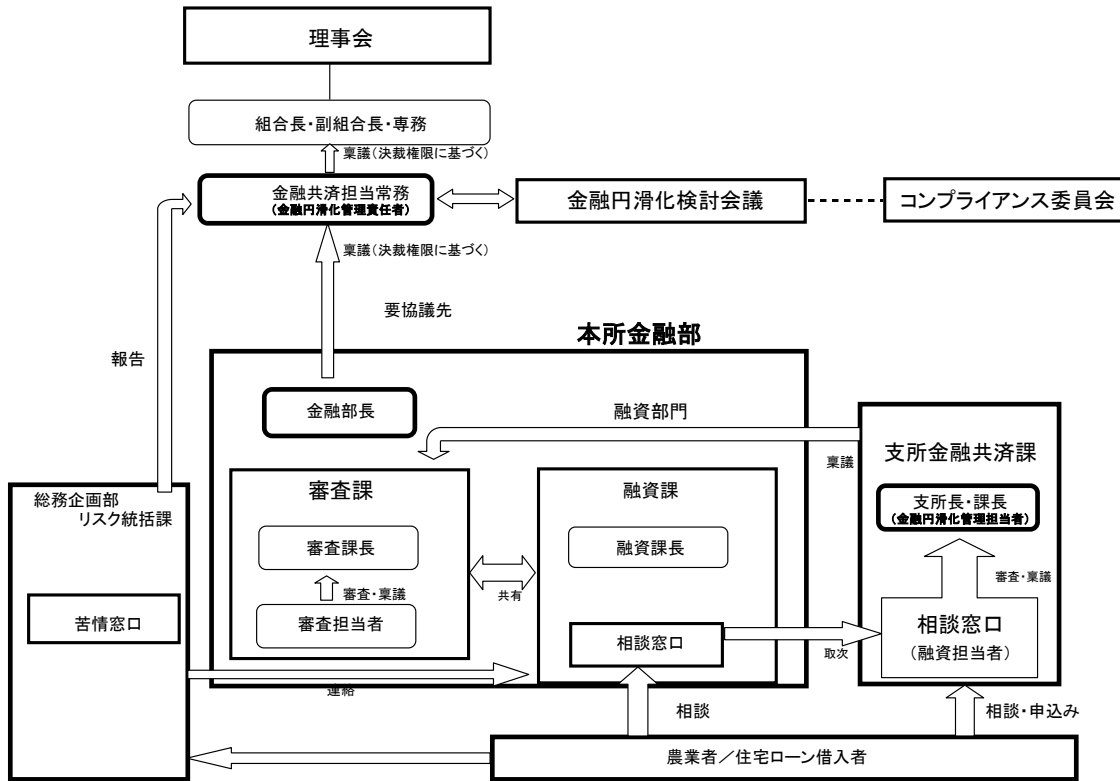
《対応状況を把握する体制の概要図》



3. お借入条件の変更等に関する苦情相談等への対応体制について

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を窓口を金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務企画部リスク統括課に受付窓口、専用フリーダイヤルを設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに総務企画部リスク統括課に連絡をし、総務企画部リスク統括課と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《 苦情・相談対応の体制の概要図 》



4. 条件変更等を行った中小企業のお客様の改善・再生支援を適正に行うための体制について

本所金融部と各支所が連携し、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

平成22年10月18日に金融円滑化検討会議要領を新たに制定し、今まで金融円滑化会議を企画調整会議に役割を持たせていましたが、より迅速かつ専門的に検討するため、金融円滑化検討会議を新たに設置いたしました。

特に、農業者のお客さまに関しては、条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮し、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行うように努めます。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行ってまいります。

さらに、農業経営指導体制の方向性を定めた農業経営管理支援取組方針を策定し、経営相談機能の強化をいたしました。

5. 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり

6. 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり

金融円滑化に向けた取組みについて

当JA（代表理事組合長 伊藤 茂）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当組合の最も重要な役割の一つとして位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

JA松本ハイランドの金融円滑化にかかる基本方針

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資やお借入条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況ならびに財産や収入の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ真摯に対応し、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当JAは、お客さまからの新規融資やお借入条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を十分に行うように努め、適切に審査を行います。
また、お申込みをお断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの新規融資やお借入条件の変更等のお申込みに係る苦情相談を受けた場合は、お客さまの声を真摯に受止め、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、お客様からお借入条件の変更等のご相談・お申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に他の金融機関や㈱日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上記のようなご相談・お申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。
具体的には、
(1) 代表理事組合長以下、常勤役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 本所および各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

付則

この方針は、平成22年1月22日から施行する。

別表 1

		平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末		平成24年3月末		平成24年9月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・額		0	0	2	76	4	92	6	123	7	132	7	132	7	132	7	132	7	132	7	132
うち、実行に係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	2	16	2	16	5	122	6	131	6	131	6	131	6	131	6	131
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数・額		0	0	2	76	2	76	3	106	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位: 件・百万円)

* 百万円未満切捨てのため、合計額は一致しない場合があります。

別表 2

		平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末		平成24年3月末		平成24年9月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・額		0	0	4	47	5	54	9	112	9	112	10	113	11	122	12	127	12	127	15	164
うち、実行に係る貸付債権の件数・額		0	0	1	4	2	11	7	69	8	90	8	90	9	99	9	99	9	99	10	108
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の件数・額		0	0	3	43	3	43	2	42	0	0	1	1	0	0	1	5	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の件数・額		0	0	0	0	0	0	0	1	22	1	22	2	23	2	23	3	28	5	56	

(単位: 件・百万円)

* 百万円未満切捨てのため、合計額は一致しない場合があります。

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。